

特定機能病院における入院時医学管理加算の扱い

1 特定機能病院に関する中医協発言

【08/01/16 中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会平成20年1月16日議事録(抜粋)】(事務局：原医療課長)

○特定機能病院といいますのは、そもそも医療法に定められている一つの病院の形態でございます。そこでは、高度の医療を提供する能力を有すること、高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること、また、高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること等、このような役割が求められまして、それに対しまして、当然ながら、施設基準でありますとか人員基準というものが一般の病院に比べて高く定められているところでございます。

○ここで診療報酬上どのような取り扱いをしているかと申しますと、下の入院基本料のところでございますが、一般病棟と特定機能病院の入院基本料、ここでは7対1の点数を書いておりますが、点数そのものは同じ1,555点になっておりますが、その病棟の平均在院日数が、一般病棟は19日以内ですが、特定機能病院のほうは、さまざまな難病の患者さんでありますとか非常に複雑な患者さんといいますか、そういう患者さんもどんどん受け入れていただく必要があるので、平均在院日数は28日以内というふうに緩和されております。その一方で、期間によります加算が、一般病棟では、例えば14日以内は428点に対しまして特定機能病院は652点というふうに高く評価されているところでございます。

○<中略> (特定機能病院であっても)それ(入院時医学管理加算等)に対応する体制もとれているところがございまして、そういう意味では、先ほどの、特に14日以内の期間の入院基本料の加算について、それ(入院時医学管理加算等)のかわりにこの部分(14日以内の加算)で特定機能病院を評価(652点から712点に増点)してはどうかと考えているところでございます。

2 入院時医学管理加算について

平成4年新設 病床数に対する医師の配置と入院外来患者比率を評価。特定機能病院において算定可。

平成20年 入院時医学管理加算の要件を変更し、24時間総合的な入院医療を提供できる体制を評価。特定機能病院は算定不可とした。